

IBARAKI INA-YAWARA KYURYOBU

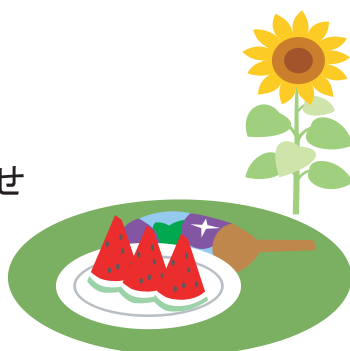
まちづくりニュース

水海道及び伊奈都市計画事業 伊奈・谷和原丘陵部一体型特定土地区画整理事業 区画整理通信



★★今号の内容★★

- ★ 審議会・評価員会の報告
- ★ みらい平ナビ
- ★ つくばスタイル協議会からのお知らせ
- ★ 施行者からのお知らせ
- ★ 関東地方知事会議について
- ★ 地区外アクセス道路の計画について
- ★ おねがい



AUG-2007

8

VOL. 39

審議会・評価委員会の報告

第36回 審議会開催の報告

日時：平成19年5月29日（火）
場所：伊奈・谷和原現地事務所
議題：評価員の選任について（諮問第61号）
仮換地の軽微な変更の処理について
平成19年度 事業概要について



※ つくばみらい市税務課長の湯元茂男氏の後任として堤有三氏，水戸地方法務局取手出張所長の石津敏夫氏の後任として^{しとみ}蒨信昭氏を選任いたしました。

みらい平ナビ

みらい平地区に立浪部屋が移転してきます！

みらい平の街に大相撲の立浪部屋が移転してきます。
これからは、街で力士さんを見かけることがあるかもしれません。
みんなで立浪部屋を応援しましょう！

移転予定地 つくばみらい市陽光台4丁目122街区
(みらい平駅から徒歩約5分)



立浪部屋移転予定地

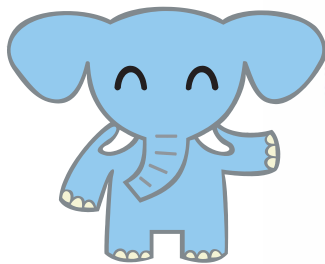
立浪部屋公式ホームページ
<http://www.tatsunami.jp>





みらい平地区に「認定こども園」が開園されます。

1. 事業者 学校法人 双葉学園
2. 施設名称 「認定こども園みらい平ふたばランド（仮称）」
【幼稚園】「みらい平ふたばランド幼稚園（仮称）」
【保育園】「みらい平ふたばランド保育園（仮称）」
3. 予定地 つくばみらい市紫峰ヶ丘1丁目676街区



4. 開園時期 平成20年4月 予定
5. 予定定員 【幼稚園】70人 【保育園】100人

認定こども園とは

認定こども園とは、幼稚園や保育園等が教育と保育の両方の機能を提供するとともに、子育て支援事業を行う施設のことです。
保育園の入園基準は、公立保育所と同じです。

問い合わせ先:つくばみらい市児童福祉課
TEL 0297-58-2111



つくばスタイル協議会からのお知らせ

つくばスタイル協議会の発足とロゴマークの募集について

つくばスタイル協議会(県、都市再生機構、つくば市、つくばみらい市、守谷市で構成)は、つくばエクスプレス(TX)沿線地域ならではの魅力を首都圏などに向けて情報発信するため、同協議会の事業のひとつとして、つくばスタイルのロゴマークを募集しています。(8/17締切)

応募作品は9月につくばみらい市役所窓口等で中間投票を行い、最終審査のうえ11月頃に入賞作品を決定します。皆様も中間投票へのご参加をお願いいたします。

詳しくは [つくばエクスプレス沿線のまちづくりホームページ](#) をご覧下さい。

TX沿線のまちづくり

検索

施 行者からのお知らせ

(1) 各種証明書の申請について

土地区画整理事業地区内においては、工事完了後新たな登記がなされるまでの間は、法務局に登記されている内容と仮換地の内容が異なるため、金融機関から融資を受ける場合や、土地を売買する場合、または建築した建物を登記する場合等に、

仮換地証明、仮換地予定証明(仮換地指定を受けていない場合)、底地証明が必要になります。

証明書の発行にあたって

- ・ 証明書はつくばまちづくりセンターにおいて有料（1通400円）で発行しています。なお、申請から交付まで1週間程度かかります（即日交付はできません）のでご注意ください。
- ・ 権利者ではない方が申請する場合は、権利者御本人からの委任状が必要となります。
- ・ 申請者は申請時と交付時の2回来所していただくことになります。（遠方の方など、交付時の来所が困難な方は申請の際に返信用封筒（返信先を記入し切手を貼付）をご用意してください。）

(2) 土地を売買するとき注意してください！

換地は、従前の土地の評価に基づき定めることとなっておりますが、換地設計上の技術的な理由による面積的差異や、別に定める小規模宅地の取扱い基準等により、従前の土地との不均衡を是正するため、金銭により調整する(清算金)ことになっております。

清算金の確定は、換地処分後で清算金の徴収・交付は換地処分時の権利者が対象となりますので、土地を売買する際は、清算金の有無について買主の方に必ず説明して頂き、後日トラブルにならないよう注意してください。特に、小規模宅地については、減歩緩和による清算金の徴収が生じていることが多いので、事前に当センターへご相談ください。

(3) 建築申請に関する資料提供について

土地区画整理事業地区内において建築行為等を行う場合には、建築確認申請の前に土地区画整理法76条の手続きと地区計画の届出が必要になります。

申請に必要な資料について

申請に必要な資料・土地の情報等については、権利者御本人にお渡ししておりますが、当センターでも保管しておりますので、必要な場合はご相談下さい。

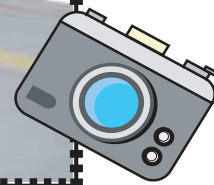
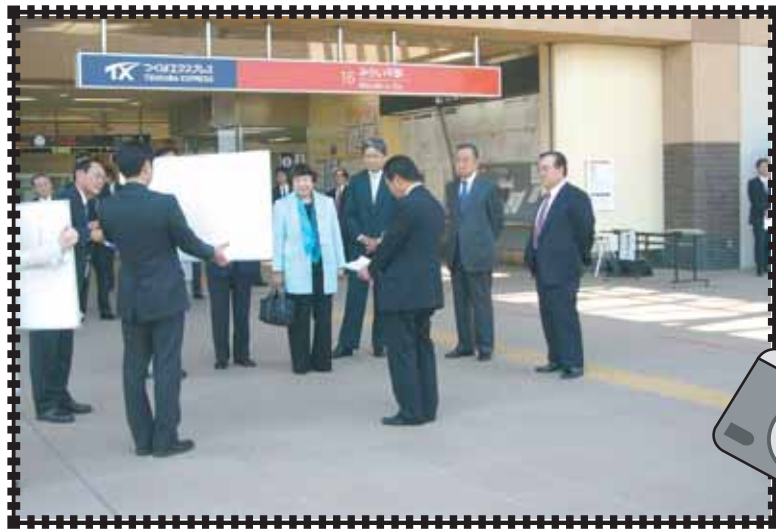
個人情報に関する取扱いについて

代理人が来られる場合、個人情報に関する資料の提供については、権利者御本人からの委任状が必要になります。

関東地方知事会議について

現地視察

平成19年5月23日に茨城県つくば市において、関東地方知事会議が開催されました。関東地方の各都県知事がT×沿線開発の先進地視察として、みらい平地区を訪れました。



地区外アクセス道路の計画について

現在、1号線（都市計画道路 東櫛戸・台線）の北側延伸部分をつくばみらい市及び土浦土木事務所で道路整備事業を行っております。

将来は、国道354号に接続される予定で、つくば市までのアクセスが容易になります。今年度は、現地の測量及び調査を実施する予定です。

（概要）

- ・ 延長 : L=3,900m
- ・ 事業期間 : H18～H27(予定)

全体計画図



地区との接続箇所



必ず届け出をしてください

住所及び氏名を 変更したときは

「住所・氏名変更届出書」に必要事項を
ご記入のうえ、ご提出ください。

所有権などの権利が 変わったときは

「所有権移転届出書」に必要事項を
ご記入のうえ、ご提出ください。

届出書の様式につきましては、
つくばまちづくりセンターまで
ご連絡ください。

所有地を 分筆したいときは

法務局に申請する前に、
つくばまちづくりセンターまで
ご相談ください。

土地の区画形質の変更
及び建築物・構造物の新築、増築、
改装を行うときは
事前に、つくばまちづくりセンターまで
ご相談ください。

※今後、重要な通知をお届けできなくなりますので、ご協力をお願いいたします。

各種証明書の様式について

仮換地証明書・底地証明書等の各種申請書の様式は、下記につくばまちづくりセンターホームページの「権利者向け情報」からダウンロードできます。



土地の売買について

土地を売買する時は、仮換地の内容や清算金の有無等について、土地を購入する方に十分説明する必要があります。なお、区画整理登記前においては、従前地での登記となります。

土地の売買等に関する質問は、つくばまちづくりセンターまでご相談ください。



保留地の権利申告について

つくばまちづくりセンターでは「保留地の権利申告」の受付を開始しました。

保留地は、土地区画整理事業が完了するまで法務局に申請できないことから、この申請が融資等の条件となる場合もあります。

詳しくはつくばまちづくりセンターに問い合わせさせていただくか、ホームページでご確認ください。

ご意見・ご質問の問い合わせ先

茨城県つくばまちづくりセンター
伊奈・谷和原地区整備部 区画整理第一課 TEL 029-839-9762
工務第一課 TEL 029-839-9763
つくばみらい市（谷和原庁舎） 特定事業推進課 TEL 0297-58-2111

つくばまちづくりセンターホームページ
<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/doboku/01class/class40/>



発行

茨城県つくばまちづくりセンター
伊奈・谷和原地区整備部
区画整理第一課
〒300-2658
茨城県つくば市島名2335番地
(ウインズビル2F)

発行日
平成19年8月10日

